

利用のご案内

石垣市養育支援訪問事業

目的

子育てについて支援が必要な家庭で、一般の子育てサービスを利用することが難しい養育者に対し、保健師・家庭相談員・子育てヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行い適切な養育環境を確保するための事業です。

対象

石垣市在住で下記のいずれかに該当し、特に支援が必要と思われる家庭で、調査と審査で決定された家庭が対象となります。（希望世帯すべてが受けられるものではありません）

- ・若年の妊婦、妊娠期からの継続的な支援が必要な家庭
- ・子育てに対して強い不安や孤独感を抱える家庭
- ・生活環境等で不適切な養育環境にある家庭
- ・児童養護施設や里親等から児童が復帰した後の家庭
- ・家庭相談員や保健師等の相談で養育支援が必要と思われる家庭
- ・ひとり親家庭等で児童の養育で困難を来している家庭



支援期間および時間帯

- ・おおむね3ヶ月（最長6ヶ月）必要に応じて延長も有り
- ・育児及び家事支援については週2～3回を基本とし、専門員による助言・相談支援については支援計画に基づき回数を決める。
- ・1回の派遣につき2時間以内
- ・月～土 午前8時～午後6時（日、祝祭日、年末年始、慰霊の日を除く）
- ・天災その他やむを得ない場合は、一時的・臨時的に休日及び利用時間の変更有り

支援内容

《育児支援》

- ・授乳、食事の介助
- ・おむつ、衣類交換の介助
- ・沐浴、入浴の介助
- ・乳児の兄弟の世話



《家事支援》

- ・食事の準備や片づけ
- ・衣類の洗濯、取り込み
- ・簡単な部屋の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買い物



《相談指導》

- ・育児に関する助言、指導
- ・養育者の心身の健康に関する助言、指導



支援が必要になったら

くく支援までの流れ

①相談

- ・支援を必要とする場合は下記の相談機関へ連絡・相談
- ・各相談業務で困り感のある家庭を把握

②調査

相談員が調査し、家庭の状況を把握します。

③審査

ケース検討会議で審査
※審査の結果、必要とみなされない場合は利用できません。

④申請

支援を必要とする本人が申請を行う

⑤利用可否の決定通知

③で行った審査結果を通知します。

⑥支援開始

支援計画に基づき家庭訪問により支援を行います。

利用料金

無 料

【子育て支援に関する各関係機関連絡先】

♪家庭児童相談室（児童家庭課） Tel82-1704

0歳～18歳未満の児童を有する家庭の育児やしつけ、発達、DVやひとり親家庭の相談を受けています。

♪健康福祉センター Tel88-0088

乳幼児の栄養、離乳食、予防接種に関する事、発達、発育についての相談や身体計測ができます。

妊婦健診や新生児訪問、乳幼児健診も行っています。

♪ファミリーサポートセンター Tel87-0655

子育ての援助をしてほしい「お願い会員」と援助をしたい「お助け会員」が助けあいながら地域の中で子育てをする有償ボランティアです。

【事業に関するお問い合わせ】

石垣市 児童家庭課 Tel82-1704